

伊奈町文教民生常任委員会

令和5年9月8日（金曜日）

埼玉県伊奈町議会

1. 招集年月日

令和5年9月8日（金）

2. 場所

全員協議会室

3. 開会・閉会等時刻

◎開会	午前	9時00分
○休憩	午前	9時15分
○再開	午前	9時16分
○休憩	午前	9時17分
○再開	午前	9時18分
○休憩	午前	9時25分
○再開	午前	9時25分
○休憩	午前	9時29分
○再開	午前	9時29分
○休憩	午前	9時45分
○再開	午前	9時47分
○休憩	午前	9時50分
○再開	午前	10時19分
○休憩	午前	10時19分
○再開	午前	10時20分
○休憩	午前	10時29分
○再開	午前	10時29分
◎閉会	午前	10時36分

4. 出席委員名

委員長 戸張光枝

副委員長 藤原義春

委員 富井篤弥、仲島雄大、山野智彦、栗原恵子、五味雅美、上野尚徳

5. 欠席委員氏名

委員 なし

6. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長 大津真琴、局長補佐 釧持潤子

7. 説明のため出席した者の職・氏名

町長 大島 清

副町長 関口大樹

教育長 高瀬 浩

企画総務統括監 石田勝夫、くらし産業統括監 久木正、健康福祉統括監

増田喜一、教育次長 瀬尾奈津子、企画課長 秋山雄一、企画課主幹、猪俣範
綱、総務課長 森田範仁、コミュニティ推進課長 高橋利恵子、住民課長 細
田富美子、社会福祉課長 影山歩、いきいき長寿課長 小林薫子、子育て支援
課長 秋元和彦、北保育所長 岡野裕司、南保育所長 小林文子、保健医療課
長 木須浩、健康増進課長 白坂清美、人権推進課長 藤原厚也、学校教育課
長 鈴木冬樹、生涯学習課長 大塚健司

開会 午前 9時00分

○戸張光枝委員長 おはようございます。

本日は、台風13号が向かう中、お足元の悪い中ご参集賜りましてありがとうございます。
では、始めさせていただきたいと思います。

本日、町民の方から、本委員会を傍聴したい旨の申出は今のところありません。

伊奈町議会委員会条例第17条の規定に基づき申出があった場合は許可したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○戸張光枝委員長 異議なしと認め、申出があった場合は許可することに決定いたします。

ただいまから文教民生常任委員会を開会いたします。

それでは、大島町長からご挨拶をいただきたいと思います。

○大島 清町長 改めまして、おはようございます。

今日は9月の文教民生常任委員会、開催をいただきましてありがとうございます。

今、委員長からお話がありました台風13号の関係で心配をしておりましたけれども、今回は雨台風のようでございます。今度、役場の屋上に雨量と温度を測れるのが入りました。それを昨日見てきましたけれども、今のところ、時間9ミリというのが数字で出ておりました。そうか、9ミリでは大したことないなというふうに思っております。もう少し降っているような感じがしますがけれども、時間30ミリ以上になると冠水をするという状況になってきますので心配をいたしております。昨日から予報が出ました。10か所以上冠水するところがありますので、そこにバリケードを事前に用意しまして、万一のときにはすぐ職員が行って立てられるようにという、そんな段取りを昨日からしているところであります。今、危機管理課と都市計画課の職員が2人ずつ、2組に分かれて南と北を巡回しているという、そんな状況であります。

それでは、座って報告をさせていただきたいと思います。

台風によりまして、小学校、中学校の生徒が気になっておりますので、昨日お話をいろいろさせていただいて、教育長とも相談をさせていただきながら、学校と連携をとって、小学校については、給食を食べたら帰るようにしようという段取りを今しているところであります。中学校については、給食を食べてそのときの状況で判断をさせていただこうということと今対応しているところであります。お昼、それから、4時ごろに雨量が一番多くなるという、そんな予報のようですので、その辺のところを見ながら対応していきたいと思っている

ところであります。

それから、これからの行事の関係ですけれども、既にコロナの関係についても5類になったということもありますので、運動会は、名称変更になりましたけれども、今予定どおり開催をする、それから、11月の11、12日で予定しております文化祭の関係ですけれども、これも予定どおり開催を予定しております。それから、重なりますけれども、イベントが11、12で、文化祭、忠次公レキシまつり、シャトルまつり、この3つが一緒になりますので、町中お祭りをやっているという、そんな感覚になるかもしれませんが、一応それで町を盛り上げていこうよという、そういう思いで11月11、12日についてはお祭りの日々になりますというふうに思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

今日の文教民生常任委員会は5議案を提案させていただいております。ご審議を賜りまして、ご承認賜りますよう、どうぞよろしくお願ひ申し上げまして挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○戸張光枝委員長 ありがとうございます。

当委員会に付託された案件は、議案5件であります。これらを議題といたします。

本会議における提案説明並びに自宅での調査期間もありましたので、直ちに質疑に入ります。

初めに、第48号議案 令和5年度伊奈町一般会計補正予算（第4号）の所管事項について、質疑を行います。

14ページの第2款総務費、第3項戸籍住民基本台帳費について、ただし、戸籍職員人件費は除きます。質疑はございませんか。

五味委員。

○五味雅美委員 14ページですね、住民戸籍基本台帳事業、住基ネットシステム改修業務ということで国外転居者用のシステム改修と伺ったような気がするのですが、これの具体的な内容をもう少しご説明いただけないでしょうか。

住民課長。

○細田富美子住民課長 今回の補正の内容ですけれども、住民基本台帳法の一部改正に伴うものになりまして、住民基本台帳ネットワークシステム、いわゆる住基ネットと呼ばれているもののサーバー1台と、端末4台を国の地方公共団体情報システム機構、通称J-LISと呼ばれているところから、改修用の附票アプリケーションソフトというものが配布されるのですが、そちらのソフト更新のためのシステム改修を実施するものとなります。

現在、国外転出者は、転出時に住民票が削除され、マイナンバーカードも失効し、利用ができない状況ですが、このソフトの更新作業をすることによりまして、今後、予定ですけれども、国で国外転出者もマイナンバーカードの継続利用ができるように進めるということになります。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 五味委員。

○五味雅美委員 そうしますとマイナンバーカードを失効させないための改修ということでしょうか。

○戸張光枝委員長 住民課長。

○細田富美子住民課長 そのように今後なる予定でございます。

○戸張光枝委員長 よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

15ページから20ページの第3款民生費について質疑はありませんか。ただし、15ページの社会福祉職員人件費、17ページの国民年金職員人件費、医療福祉職員人件費、18ページの児童福祉職員人件費、19ページの保育所職員人件費は除きます。

山野委員。

○山野智彦委員 16ページの一番下の総合センターの管理運営事業、総合センターエネルギー価格高騰対策支援交付金ですが、実際にこれ確定したのだと思うんですけども、価格高騰によってどのくらい不足が生じて、この交付金でどのくらいそれが充足できたのかというところのご説明をお願いします。

○戸張光枝委員長 コミュニティ推進課長。

○高橋利恵子コミュニティ推進課長 今回の補正の内容になりますけれども、令和4年度の電気とガス代の予算額と実績額を見させていただきまして、その差額について支援させていただくものですが、全額ではなく、そこから指定管理者に価格変動のリスク負担分としまして予算額の10%分を負担していただきまして、それが97万1,000円という額となったものでございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 山野委員。

○山野智彦委員 結果としての不足額と町で充足した額を知りたいのですが、すみません、さっきの説明では分かりにくかったので、もう一度お願いします。

○戸張光枝委員長 コミュニティ推進課長。

○高橋利恵子コミュニティ推進課長 失礼いたしました。不足額になりますけれども、まず、実績額としまして、実際に支出となった額ですが、これが約914万2,000円。そこから予算額になります742万8,000円。それを引いた差額が171万4,000円になりまして、こちらが不足額ということで数字を上げさせていただいております。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 山野委員。

○山野智彦委員 すみません、要は予算から足が出た不足額は171万円だったということですか。それに対して97万1,000円を補助したという理解でよろしかったでしょうか。

○戸張光枝委員長 コミュニティ推進課長。

○高橋利恵子コミュニティ推進課長 不足額が171万4,000円、そこから先ほど申しあげました予算額の10%を指定管理者に負担していただくということで、その10%分、74万3,000円を引いた額が97万1,000円となっております。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 山野委員。

○山野智彦委員 分かりました。まだまだ負担が大きいなということが分かりました。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はありませんか。

五味委員。

○五味雅美委員 18ページの子育て世帯生活支援特別給付金256万8,000円が決算確定ということで返還になったということなんですが、これは見込みとの差額の違いはどういった形で生じたのか、お答え願えますか。

○戸張光枝委員長 子育て支援課長。

○秋元和彦子育て支援課長 令和4年度の子育て世帯生活支援特別給付金の内容でございますが、計画時につきましては対象を350人と見込んだところ、実績が300人で、50人分の不足ということで、まず事業費が250万円ほど還付が生じました。これに対しまして対象の事務費ということで、送料とか振込手数料とかでその分発生しなかった分の事務手数料が6万8,000円生じたので、合せて256万8,000円という内容となっております。

○戸張光枝委員長 五味委員、よろしいでしょうか。

○五味雅美委員 分かりました。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

20ページから21ページの第4款衛生費、第1項保健衛生費について、ただし、保健衛生職員人件費は除きます。

質疑はございませんか。

五味委員。

○五味雅美委員 21ページのワクチン接種推進事業ですが、3,200万円という、これも決算確定による剰余というか、余りが出たということなんですが、これも見込みとの違いについて説明をお願いします。

○戸張光枝委員長 健康増進課長。

○白坂清美健康増進課長 新型コロナウイルスワクチンの接種に関する費用につきまして、令和4年度受入済額から下回った理由でございますが、まず、こちらの負担金の返還につきましては対象となっている項目がコロナワクチンの接種費用のみとなっております。こちら一般の方、小児の方、それから、医療機関で打っていただく時間外の休日加算、小児加算が対象となっております。令和4年度につきましては年度の中で対象の拡大等ありまして、補正を重ね、そのときに対象となられる方々が打てるよう回数分を持ったところでございます。

実際、当初予算から補正までの間で何回分のワクチンが打てるかなと確認したところ、6万4,000回ほど予算を持っていた形になります。こちら予算ベースの数になりまして、接種の実績が4万3,000回を超えた形になりますので、その乖離分のところで返還金が生じたものでございます。

実際、接種につきましては、広報等、また接種兼の配布等で接種を促していたところがございますが、時期的にオミクロン株のときにはインフルエンザと接種が重なったところもありまして、若干振るわなかったかなと感じるところでございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 五味委員。

○五味雅美委員 コロナに関しては春、秋という形で進めていると思うんですが、見ますと大分接種率が下がってきているような感じなんですけれども、その辺はどのようにお考えです

か。

○戸張光枝委員長 健康増進課長。

○白坂清美健康増進課長 委員おっしゃるとおり、当初の初回接種は90%を超える接種率でございました。対象を変えながらやっていく中で、やはり少しずつ下がっておりまして、春接種におきましては高齢者の方が対象になっておりますが、66%くらいで今接種が進んでおります。この先、また秋接種は全員を対象としてこちらは準備を進めておりますが、やはりこちらも下がってくるのかなというのを担当としては感じております。

こちらにつきましては、やはり5類になったということや副反応がお出になった方、もしくは罹患されて接種ができない方等おられるかと思えます。接種に向けましては、こちらは努力義務や接種勧奨の対象でなくなった部分もごさいますけれども、皆さんが打てるよう接種に関しましては広報を続けてまいりたいと思っております。

○戸張光枝委員長 五味委員。

○五味雅美委員 ありがとうございます。

○戸張光枝委員長 藤原副委員長。

○藤原義春副委員長 21ページのところの乳幼児健康診査事業で、保健センター備品で138万円かかっている、この内容を教えていただけますでしょうか。

○戸張光枝委員長 健康増進課長。

○白坂清美健康増進課長 こちらにつきましては、今3歳児健診で視力検査を行っております。こちらで、今ご自宅でランドルト環という、アルファベットのCに似た形のものを用いましてご家庭で視力検査をしていただいているところがございます。その中で異常があったり、もしくは問診で気になるよというお子様には眼科さんからお借りしている、こちらの器械をお借りしまして検査をしているところがございます。実際、こちらは弱視ですとか、視力異常を早期発見できる器械になりますので、こちらを購入しまして3歳児全員に健診の際に適用したいと思っております。

○戸張光枝委員長 藤原副委員長。

○藤原義春副委員長 分かりました。ありがとうございます。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はありませんか。

栗原委員。

○栗原恵子委員 藤原委員と重複しますが、乳幼児健康診査事業で3歳児健診なんですけど、全体の何パーセントくらいが検査に来ておられるのか、教えてください。

○戸張光枝委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時15分

再開 午前 9時16分

○戸張光枝委員長 休憩を解いて会議を開きます。

健康増進課長。

○白坂清美健康増進課長 3歳児健診の方につきましては、およそ対象者が300人ほどおられます。健診日当日には令和4年度、98.7%の方がお越しになっております。その中で、こちらの視力検査の器械を使って検査をした中から、およそ1%くらいの方が異常が疑われるという形になりまして、その後、眼科をご案内しているところでございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 栗原委員。

○栗原恵子委員 分かりました。ありがとうございます。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

27ページから28ページの第9款教育費、第5項社会教育費について質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて討論を行います。

第48号議案のうち所管事項に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第48号議案 令和5年度伊奈町一般会計補正予算（第4号）のうち所管事項について原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○戸張光枝委員長 起立全員です。

よって、第48号議案のうち所管事項について、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時17分

再開 午前 9時18分

○戸張光枝委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第49号議案 令和5年度伊奈町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第49号議案 令和5年度伊奈町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○戸張光枝委員長 起立全員です。

よって、第49号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第51号議案 令和5年度伊奈町介護保険特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第51号議案 令和5年度伊奈町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○戸張光枝委員長 起立全員です。

よって、第51号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第52号議案 令和5年度伊奈町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第52号議案 令和5年度伊奈町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○戸張光枝委員長 起立全員です。

よって、第52号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第55号議案 伊奈町印鑑条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑はございませんか。

山野委員。

○山野智彦委員 こちらは印鑑条例の一部を改正する条例ということで、法律における端末が変わったという建てつけにはなっておりますが、実際にはスマートフォンを使ってマイナンバーカードサービスが利用できるようにするというので、実質は利用の拡大の話ではないかと思うんですが、まず、これについて、そういう認識でいいかどうか、お尋ねします。

○戸張光枝委員長 住民課長。

○細田富美子住民課長 今回の条例改正でございますが、現在、コンビニ等の端末機で証明書を取る際は、必ずマイナンバーカードを持参しまして、そのマイナンバーカードを端末機にかざして4桁の暗証番号を入れて証明書を発行するという形なんです。それに今回、国の制度が変わりまして、追加でスマートフォンに事前にスマートフォン用の電子証明書というものを事前登録をしておくことで、今後はマイナンバーカードを持参しなくても、端末機にスマートフォンをかざしまして暗証番号を入力することで証明書が取れるように変わることになります。現在、端末機で取れる方法がマイナンバーカードを持っていかないと取れないというのが、マイナンバーカードを持参する、もしくはスマートフォンで取得するという形の2種類となります。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 山野委員。

○山野智彦委員 そうしますと、私の理解したとおりで、マイナンバーカードを使うサービスを拡充しているという話の流れの中から、これは多分法令を変えたのが5月らしいのですが、スマートフォンにもマイナンバーカード機能をコピーすることができるというふうにしたわけですね。そういう理解でよろしいですね。

○戸張光枝委員長 住民課長。

○細田富美子住民課長 スマートフォンにはあくまでも電子証明書という機能の追加ということになりますので、実際にスマートフォンの中にマイナンバーカードのように顔写真ですとか、住所とか、そういったものが登録されるということではないこととなります。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 山野委員。

○山野智彦委員 要するに電子証明なんですよ。例えば行政書士だとか、社会保険労務士だとかは、電子承認をするのに、コストもかかるし、手続もかかるし、厳密に要はやらないと電子証明というのに成り立たないのでかなり厳格に運用しているんですけども、今回のスマートフォンで要するに本人認証ができるというシステムというのはマイナンバーカードのデータがさらに広がっていくということです。そのセキュリティーについては誰が責任を負うという形になっているのか、条例改正とは違いますけれども、でも本質的に新たに拡充したサービスについてこれは承認する形になるので、確認をしたいと思います。

スマートフォンに電子証明の機能が移りました。電子証明のデータ漏洩が出たときに、誰が責任を取るシステムになっているのでしょうか。

○戸張光枝委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時25分

再開 午前 9時25分

○戸張光枝委員長 休憩を解いて会議を開きます。

住民課長。

○細田富美子住民課長 今回スマートフォンが追加という形にはなっているんですけども、実際に、例えば、スマートフォンをなくされたりということだと、国にマイナンバーの総合フリーコールがあり、365日24時間電話のつながる番号に連絡をしていただきまして、利用を一時停止することができる形になっております。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 山野委員。

○山野智彦委員 質問したのは、データ漏洩した場合の責任は誰が取るんですかということです。

○戸張光枝委員長 住民課長。

○細田富美子住民課長 どういった場合の情報漏洩を想定しているのか、例えば、証明書の誤交付ですが、伊奈町ではないですけど、ほかの自治体で証明書の誤交付ということがあるかと思うんですが、一応そういったことを踏まえまして、伊奈町のシステムベンダーとはい

ろいろと情報のやり取りはしています。そちらでも24時間、有人で監視をしているシステムとなっているということは伺っておりまして、実際にはありませんが、証明書の誤交付があった場合は、当然町としましても、責任が町にはないとは言えないと思います。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 山野委員。

○山野智彦委員 スマートフォンの電子搭載サービスを請け負っている会社があるみたいなんですね。一個の民間企業ですよ。それがマイナンバーカードの拡張のスマートフォン機能をどうも一手に請け負っているみたいなんですね。大丈夫なのかということですよ。

マイナンバーカードだけでも情報漏洩とか、誤登録とか、ひもづけの間違いとかいろいろトラブルが起きているときに、スマートフォンにも電子証明を移管していく、そしてそこからマイナポータルも入っていけるようにしていくみたいなんですけれども、この条例を改正することで、町としてもスマートフォンの機能を進めていくということになるのでしょうか、町としてのスタンスをお伺いします。担当課だけでなく、多分、全体の話をお伺いしておりますので。

○戸張光枝委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時29分

再開 午前 9時29分

○戸張光枝委員長 休憩を解いて会議を開きます。

くらし産業統括監。

○久木 正くらし産業統括監 今のご質問でございますけれども、法律に従って対応していくことになると思いますので、町としましてもこういったスマートフォンの利用というところを進めていくということになると存じております。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 山野委員。

○山野智彦委員 あと先ほどちょうど出ておりましたけれども、例えばスマートフォンをなくしたときだけではなくて、今スマートフォンも売買したりすることがあります。自分が使っていたスマートフォンにマイナンバーの電子証明を入れていて、そのスマートフォンをほか

の人に売ったり、業者に売ったりとかというのがああると思うんですけども、そういう場合には自分でスマートフォン用の電子証明書の失効手続きが必要ですね。これって多分、し忘れだとか、知らないとか、そういうトラブルのもとになるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○戸張光枝委員長 住民課長。

○細田富美子住民課長 今回、スマートフォンで証明書が取れるようになるということが、国でまだ正確な日にちが出ていまして、年内に予定という形になっております。例えば買換えでスマートフォンを換えるという場合は、今あるスマートフォンから失効の手続きをするという方法と、新しくスマートフォンを換えたときに新しい機種からも前のスマートフォン用電子証明書を失効するという手続きができるというようになっておまして、1人1台しかスマートフォンには電子証明書を登録できないようになっております。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 山野委員。

○山野智彦委員 1人1台しかできないからこそ、失効手続きをしないまま他人に渡ったり業者に売った場合には、本人は今度それが登録できないとか、あと使われてしまうとか、そういったリスクが出るんじゃないかなと思うんですが、そこはどうでしょうか。

○戸張光枝委員長 住民課長。

○細田富美子住民課長 今後ですけれども、国から正確なスマートフォン用電子証明書の開始の日にちが出た際には、そういったリスクもあるということで、必ず失効の手続き等を忘れずにしてください等の周知をきちんとさせていただいて、利用者の方にはしなくてはいけない手続きを忘れずにするよう周知を図っていきたいと思います。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 山野委員。

○山野智彦委員 では、その国の開始はまだこれからということなんですか。予定というのはいつなんでしょうか。

○戸張光枝委員長 住民課長。

○細田富美子住民課長 今のところ、12月末までの年内に開始をするという情報のみの通知が国から下りてきている形で、まだはっきりした何月何日というものが出ていない状況でございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 山野委員。

○山野智彦委員 なし崩しのマイナンバーの拡大をどんどん進めている傾向があって、先ほどの答弁でもありましたように、いざやったときにいろいろトラブルがあると、町も責任を負わなければいけない場面も出てくると考えられますので、これは条例改正はするとしても、実際の運用のときにはよほど注意をしてやらないと駄目、もしくは見直すべきものではないかなと思います。

以上です。

○戸張光枝委員長 五味委員。

○五味雅美委員 今の質問と重なるかもしれませんが、改めて伺いたいのですが、これはスマートフォン、移動端末設備用利用者証明用電子証明書のことですけれども、これはスマートフォンにそういうアプリか何かを入れて電子証明書として使えるようにするという、その辺の仕組みをまた改めて教えていただきたいのですが。

○戸張光枝委員長 住民課長。

○細田富美子住民課長 委員おっしゃったとおりにもまずご自分のスマートフォンにマイナポータルアプリをダウンロードしていただく必要があります。次に現在、ご自分がマイナンバーカードをつくったときに、署名用の電子証明書、そちらを入力していただいて、手続きを進めていく形になります。その際に今あるマイナンバーカードをかざして申請をし、その申請が終わると、実際にスマートフォン用の電子証明書というものがスマートフォンに登録されて、利用できるような形になっていく仕組みでございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 五味委員。

○五味雅美委員 それで、これをやることで住民の方が、どんなメリットがあるのか、それと町としては何かメリットがあるのか、その辺はどうなんでしょう。

○戸張光枝委員長 住民課長。

○細田富美子住民課長 こちらは全員が絶対やってくださいというものではありませんので、実際にマイナンバーカードを持ち歩くのが、なくしたりすると心配な方とかもいらっしゃると思うんですけれども、実際にマイナンバーカードを持参しなくても、スマートフォンに事前に電子証明書を登録していれば証明書が取れたりということで、そういった点では住民の方の利便性はあると思います。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 五味委員。

○五味雅美委員 町側はどんなメリットがあるのでしょうか。

○戸張光枝委員長 住民課長。

○細田富美子住民課長 現在、コンビニ交付が始まっておりますので、実際に年々利用件数は増えている形になりますので、窓口に来て証明書を取らなくても、コンビニで取れるというものがどんどん増えていけば、町の窓口の混雑緩和、そういったメリットは出てくると思います。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 五味委員。

○五味雅美委員 そうしますとコンビニ交付ということを進めているわけですが、それはマイナンバーカードを使ってということをやっていたと思うんですが、それを今度はマイナンバーカードを持っていかなくてもスマートフォンでもできるということで、拡大していくということだと、分かりました。

先ほど質問で出されましたけれども、スマホを紛失した場合に、電子証明書の中身ですよ、個人のいろいろ情報が流失する、そういう心配があると思うんですが、その辺はどうか。すみません、さっきの質問と同じことになっているかもしれないのですが、いずれにしてもそういう心配が出てくるわけですね。その辺どうでしょうか。

○戸張光枝委員長 住民課長。

○細田富美子住民課長 スマートフォン用の電子証明書なんですが、電子証明書の部分だけがスマートフォンに登録されるという形になりますので、個人の住所ですとか生年月日ですとか、そういったものは電子証明書には登録がされないという形になっております。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 五味委員。

○五味雅美委員 分かりました。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はございませんか。

富井委員。

○富井篤弥委員 確認となりますが、先ほどマイナンバーカードを持ち歩かずともスマートフォンだけでコンビニ端末で手続きができるようになることから、マイナンバーカードを紛失しないという意味でリスク軽減が図れる、つまりセキュリティー向上につながるといったような答弁がありました。スマートフォンというのはパスワードロックとかをかけられることか

ら、これはマイナンバーカードを持ち歩くよりは安全という認識でよろしいのでしょうか。

○戸張光枝委員長 住民課長。

○細田富美子住民課長 委員おっしゃるとおりでございます。確かにスマートフォン用の電子証明書というものは、スマートフォンの中にあるセキュリティーを有したICチップというのがあり、そこが安全な場所ということで、そこに格納されるということで伺っております。以上でございます。

○戸張光枝委員長 富井委員。

○富井篤弥委員 ありがとうございます。

○戸張光枝委員長 続いて、仲島委員。

○仲島雄大委員 皆さんのお話の中でもありましたけれども、国から下りる前にある程度のリスクというのは想定できると思うんですけども、そのリスクに伴った町としてどのような対策をしようとか、例えば、紛失した際の間合せ窓口をつくるとかという、事前にリスク低減という部分の危機管理に関してどのように考えているのか、教えていただくと幸いです。

○戸張光枝委員長 住民課長。

○細田富美子住民課長 先ほどもお話をさせていただいたんですが、実際にはまだ開始日が定まってない形になりますので、例えばですが、今後こういったサービスが始まるということで、新規でマイナンバーカードを発行する際にこういうサービスがありますということと、あとそれに伴って手続の際には必ず失効とか、そういったものの手続が必要ですよということを周知しながら、広報ですとか、ホームページにアップして、こういったサービスを受けるに当たってはそういったリスクもありますので、皆さんがこういった手続をして気をつけてくださいということを分かりやすく、周知をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 仲島委員。

○仲島雄大委員 これも個人の、先ほど山野委員がお話をされたように、個人売買もするような形ですけども、基本的に携帯って携帯ショップに行って買ったりすることが多いんですけども、そういうようなショップ側との啓発の仕方とか何かというのは想定はされているのですか。

○戸張光枝委員長 住民課長。

○細田富美子住民課長 現在のところ、そういったことを検討していない状況ですけども、

今後、委員おっしゃられたとおりにそういったことも踏まえて周知の方法を検討していきたいと思います。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 仲島委員。

○仲島雄大委員 リスクという部分は想定できるものですから、何事も危機管理というのが必要だと思いますので、その辺のところを早め、早めで手を打っていただけると助かります。

ありがとうございました。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はございませんか。

山野委員。

○山野智彦委員 すみません、そのリスクの範囲なんですけれども、一応確認ですが、電子証明ということで、要するに本人確認ですね、本人確認がスマートフォンからでもできる。予定されているサービスとしては、携帯電話の契約とかもできる。キャッシュレスの決済の申込みもできるというふうにチラシには書いてありますので、キャッシュレスの決済申込みをなりすましでできる、なりすましで携帯電話を契約して、名義が他人のものの携帯電話をいろんなものに使うことができる、そういった部分も活用が可能だということが書いてありますが、その辺までのご認識はもちろんお持ちだと思うんですが、これにリスクはあると思うんですが、いかがでしょうか。

○戸張光枝委員長 大島町長。

○大島 清町長 なかなか難しい部分がありますね。技術がばんばん進んでくるということが、行政がそれに対応する、リスクに対応できてないというのが現況かと思うんですけれども、私もようやくスマートフォンでペイペイだとかスイカだとかというのを中に入れて使っていますけれども、万一ペイペイの会社が駄目になっちゃえば、そこに入れている金は駄目になるというリスクは自分はずっと感じています。ですから、それは各自で、スマートフォンを利用しようとするといろんなことができ、そういう部分に挑戦をしていくということはそれなりのリスクがあるんだなというのは自分では感じているんですけれども、ただ、それに対して行政がどういう応援をできるのかということについては、まだそういう意味では対応がやはり技術に追いついていないといえますか、そういう部分はあるかなというふうに思うので、これからそういう意味でしっかりと考えていかななくてはならないのだなというのを、今改めて論議をさせていただいた中でも行政の取組方というのはあるなというふうに改めて思ったところがあります。その辺もこれからまた行政としてしっかりと考えていきたいと思っ

ています。

ありがとうございます。

○戸張光枝委員長 山野委員、よろしいでしょうか。

○山野智彦委員 条例は法律が変わったので変えなければいけないんだろうとは思いますが、いろいろ各委員からも出ましたようにリスクは限りなく増えていく方向にありますので、実際の実行に当たっては十分な対応、慎重な対応、リスクを全面に打ち出した上での対応をするくらい必要なのではないかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はございませぬか。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 質疑がございませぬので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 発言がございませぬので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第55号議案 伊奈町印鑑条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○戸張光枝委員長 起立全員です。

よって、第55号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで陳情に係る部署以外の執行部は退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時45分

再開 午前 9時47分

○戸張光枝委員長 では、休憩を解いて会議を再開いたします。

陳情に入る前に、協議事項2、その他に移らせていただきます。

所管事務調査、視察研修の日程等について事務局からお願いいたします。

事務局長。

○大津真琴事務局長 よろしく申し上げます。

文教民生常任委員会の所管事務調査の行程表を今お手元に発信させていただきました。

日にちについては10月5日の木曜日、日帰りということでしたので、1日ということになります。役場を9時30分に出発します。途中休憩を入れながら、渋川市内で昼食、場所についてはリタブランというところで昼食を1時間程度とり、それから、1時15分から渋川市役所を視察、およそ3時くらいまでということですね。そこから、休憩を取りながらまた帰ってくるというような形になります。役場に到着時間は5時40分ごろ予定ということで、バスで行きますので、若干変更はあるかと思いますが、基本的にはこの行程でいきたいと思えます。

昨今、バスの運転手からも言われていますが、急遽行程にないところに寄ってほしいというのは無理のようです。この辺近くに何か視察できる場所があるから、急遽行ってくれというのは、今は行程表どおりにいかないと事故があったときに問題になるので、それは無理ということですので、ご理解いただければと思います。

次に、質問事項です。皆様から質問事項をたくさんいただきまして、ありがとうございます。20出ております。渋川市に全部質問事項を投げますけれども、事務局でも質問事項の15番から20番、この6つについては場合によっては渋川市の担当課で分からないかもしれないという内容かもしれないので、一応投げかけはしますけれども、回答がもらえないかもしれませんということでご了承いただければと思います。

事務局からは以上です。

○戸張光枝委員長 ありがとうございます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時50分

再開 午前10時19分

○戸張光枝委員長 休憩を解いて会議を開きます。

続いて、陳情受付第6号 宗教によって差別されることのない、公平公正な行政サービスを求める陳情を議題といたします。

本日、議会基本条例第4条4項の規定に基づき陳情者の出席を要請したところ、田中勉氏に出席していただきましたので、ご意見をお聞きしたいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時20分

○戸張光枝委員長 休憩を解いて会議を開きます。

ご意見を伺う前に、進行方法について申し上げます。

陳情者から5分以内で意見を述べていただき、その後、議員から陳情者に対して質疑を行うことといたします。

なお、ご発言の際にはその都度、委員長の許可を得てご発言くださるようお願いいたします。また、陳情者は議員に対し質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめご了承願いたいと思います。

それでは、田中様、よろしくお願い申し上げます。

○田中 勉陳情者 今回は、宗教によって差別されることのない、公平公正な行政サービスを求める件に関する陳情をさせていただきました、基本的人権を考える埼玉の会代表、田中勉と申します。

皆様、お忙しい中、本日は私からの陳情に対し、説明の機会を与えてくださいましたことに心から感謝申し上げます。

陳情書のほかに、今添付書類をお配りしました。1つが全国弁連の声明文、2つ目が家庭連合二世への差別が各地で起こっておりますので、その配慮を求めたいということです。3番が、全国弁連は政治的偏向団体である。4が関係遮断の決議をしたことにより地方自治体が提訴をされたという実例です。もう一つが、別紙になっておりますが、埼玉県内の学校教育現場において起きた宗教ヘイトとも言える言動の事例ということが書いてございます。

憲法には人権を守ろうというものがたくさんございます。人種差別とか、あるいは肢体不自由とか、身体の問題に対する差別とかたくさんございますが、信教の自由に対することに

対して、まだまだ国民に深くその内容が浸透していないのではないかと思います。今回、特定宗教に対する偏見がマスコミで毎日のように報じられ、多くの我々信徒たちが非常な苦渋を味わっております。ぜひそのような中におきまして、ほかの権利と同じように、信教の自由に対する権利に対しても、ぜひ議員の皆様と、また、伊奈町の住民の方々がご理解をいただき、差別のないような、本当に安心して暮らせるような、そのような伊奈町になっていただきたいと思い、陳情させていただいた次第でございます。

この県立高校における宗教ヘイトの問題ですけれども、いつもお子さんが「ただいま」と言って元気に帰ってくるんですね。ところがその日に限って何か涙を流したような、そういう顔で帰ってきたので、どうしたのと言って聞いたら、「実はお母さん」と言って、こういう社会の試験の解答用紙を出してきたんです、くちゃくちゃになった、ごみ箱に捨てた、ちくしょうと思って、そこに見たら「トウイツキョウカイクソ」という、そういうような解答になるように順番が並んでいるんですね。これを見てお母さんはびっくりして、「なに、これ、先生のすること」と言ってお母さんも共に涙を流されたそうです。こんなことが許されていいのでしょうか、本当に悲しくなりますね。たくさんの人権というのがあるのに、どうして宗教に対しての人権がおろそかにされているのでしょうか。本当に私は悲しく思います。

それから、もう一つは、討議資料の2つ目です。資料2です。私のお父さんは職を失いました。父が家庭連合の信者だと職場でばれてしまって心ない言葉を浴びせられて退職したわけです。宗教二世は二世の救済だという行動を全国弁護士会が叫んでいるにもかかわらず、そうではなくて逆に苦しめているんじゃないか、救済だと、おかしいんじゃないかとこの娘さんは語っておられます。

このように一方的に偏ったマスコミによって多くの宗教信者たちがたくさん苦渋を味わっておられます。マスコミはそれが正しいのか、間違っているのか、真偽を、正しいか間違いの内容も確認もしないで、ただそれを垂れ流して報道している。そこによる本当に偏向によってたくさん苦渋しているわけでございます。

そこで県内の教育現場において、「宗教ヘイト」の裏側に、思想・良心の自由、信教の自由に関する国際人権規約、日本国憲法とあります。日本国憲法の第20条に、差別的または暴力の扇動となる国民的、人種的又は宗教的憎悪の扇動は、法律で禁止すると、こう書かれているわけでありまして。そして日本国憲法も第19条に、思想及び良心の自由は……

○戸張光枝委員長 すみません、申し訳ありません。発言の途中なんですけれども、発言時間を超えておりますので……

○田中 勉陳情者 あ、超えていますか。

○戸張光枝委員長 申し訳ございません。

○田中 勉陳情者 はい、分かりました、すみません。

○戸張光枝委員長 終了させていただきたいと思います。

ありがとうございました。

以上で陳情者のご意見の陳述は終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの説明に対し、質疑はございませんか。

上野委員。

○上野尚徳委員 いろいろとご説明、ありがとうございました。

陳情書を拝見させていただきました。陳情趣旨というところで、要望の部分は一旦置いておいて、中身に関しては一定の理解を示せるところかなというふうに感じております。ただ、ここの肝腎の要望のところなんですけれども、「町として」という部分だとか、あと個別案件に関わるところなのかなというところで、議会にというよりも、行政に出すような趣旨のものなのかなというところを感じているところなんですけれども、どちらか、行政に提出したりだとか、提出する予定とかというものはあるのでしょうか。

[「町や行政」と言う人あり]

○上野尚徳委員 そうです、要は議会ではなくて、議会に対する内容というよりも、どちらかという町だとか執行機関に寄せるような内容ではないのかなというふうに読み取れるんですけれども……

○戸張光枝委員長 すみません、申し訳ありません、質疑なので委員長を通してご発言をしていただきたいと思いますので、質問を終わってから、すみません、恐れ入ります。

○上野尚徳委員 では、質問としては、そういうふうに議会ではなくて、町だとか、市だとか、県だとか、そういうところに要望を出したりだとか、出す予定があるのでしょうかということをお聞かせください。

○戸張光枝委員長 田中様、よろしくお願いたします。

○田中 勉陳情者 そこまで今まで考えておりませんでした、もう一度検討してみようと思えます。

○戸張光枝委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 分かりました。まだ提出してないということで理解いたしました。

ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がございませんので、以上で陳情者に対する質疑を終わります。

陳情者は退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時29分

○戸張光枝委員長 休憩を解いて会議を開きます。

本陳情について、委員各位のご意見を賜りたいと思います。

上野委員。

○上野尚徳委員 今回の陳情者への質問のときにも述べたんですけれども、議会に対する陳情というよりも、町だとか、そういったところに宛てているものなのかなというふうな認識でいます。それとあと案件に関しまして、総論の部分はそうなのかなというところで一定の理解を示すんですけれども、個別案件として捉えなくてはいけない部分なのかなという気がしますので、今回、この陳情に関しましては議会としては受け止めることができないのかなというふうに感じております。

○戸張光枝委員長 ありがとうございます。

五味委員。

○五味雅美委員 陳情者の話を聞きますと、まさに統一教会の当事者ですよ。陳情内容が宗教によって差別されることのないようにということで一般論で言っているんですけれども、統一教会が、ご存じのように文部科学省で今過料を科すということは出ていますし、来月あたりには解散命令を請求するということが既にそういうスタンスが報じられています。500項目か600項目だかの質問のうち100項目くらい返事がない、そういう不誠実な対応で、反社会団体として既に言われているわけで、本当に一般論としての差別、信教の自由ですとか、そういうことを言っていますけれども、実態としてはそういったものではないということで、こういう陳情自体が多くの宗教団体、地道に活動されている宗教団体に非常に迷惑をかけているという実態があると思いますので、これはもう私としては不採択という考えです。

○戸張光枝委員長 ありがとうございます。

ほかに、よろしいでしょうか。

仲島委員。

○仲島雄大委員 私は、内容というか、差別という部分に関してはそういうこともあるんだろうなというような考えでおります。ただ、特定の宗教団体という部分に関して注目させるような形になっている部分は、やはり本質と外れているんじゃないかなとは思っております。そのため、私も不採択という形で。

以上です。

○戸張光枝委員長 ありがとうございます。

ほかに、よろしいでしょうか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 ありがとうございます。

上野委員。

○上野尚徳委員 執行部に質問なのですが、今こういった陳情が上がってきているんですけども、特に2番目に、行政にという部分にあるんですけども、行政の人権相談窓口にご相談に来た場合というのは、もうこのように書いてあるように相談に真摯に応じて、状況把握をしながら取り組んでいただいているという認識でよろしいんですかね。

○戸張光枝委員長 人権推進課長。

○藤原厚也人権推進課長 相談については、人権相談のご案内をして、適切な窓口につないだり、事案に応じた措置を講じて、真摯に対応しているところでございます。

○戸張光枝委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 ここに関しては、人権、宗教も含めたところで真摯に対応していただいているということで理解いたしました。

ありがとうございます。

○戸張光枝委員長 よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

栗原委員。

○栗原恵子委員 執行部に確認なのですが、先ほど田中さんから、宗教によって差別のない伊奈町にしていきたいという発言があったのですが、実際、お子さん、小中学校などでそういう差別があった事例が伊奈町では起きているのでしょうか、そこが分からないんです。

けれども。

○戸張光枝委員長 学校教育課長。

○鈴木冬樹学校教育課長 学校におきまして、宗教に関する差別的事案が発生したというのは確認できておりませんので、ないと考えております。

○戸張光枝委員長 栗原委員。

○栗原恵子委員 ないというお話ですので、討議資料の内容もこれ、旧統一教会のものであるという理解をしているので、私も不採択でいいと思います。

○戸張光枝委員長 では、一通りご意見を賜りましたので、これより陳情受付第6号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件について採択することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○戸張光枝委員長 起立ゼロです。

よって、陳情受付第6号は不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、文教民生常任委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

閉会の前に藤原副委員長より挨拶をお願いします。

○藤原義春副委員長 今日は、この台風の中来ていただいて、皆さんでいろいろ議論し合っ
よかったですと思います。お疲れさまでした。

○戸張光枝委員長 これをもって閉会といたします。

大変お疲れさまでございました。

閉会 午前10時36分